

第 129 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第129回 入札監理小委員会

議 事 次 第

日 時：平成22年6月18日（金）19:24～21:34

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

1. 実績評価（案）等について

○経済産業研究所ホームページ中国語サイトのコンテンツ翻訳・更新業務

（（独）経済産業研究所）

2. 実施要項（案）について

○登記簿等の公開に関する事務（法務省）

○国民年金保険料収納事業（日本年金機構）

3. その他

<出席者>

（委 員）

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員

（（独）経済産業研究所）

総務グループ 河津ディレクター、研究グループ 谷本マネージャー

（法務省）

民事局総務課 小川課長、内野局付、多田民事監査官、上村補佐官、三井係長

（日本年金機構）

石塚理事、事業管理部門 国民年金部 町田部長、清川部員

厚生労働省年金局 石井年金管理審議官、事業管理課 橋本課長

（内閣府）

公共サービス改革推進室 佐久間室長

（事務局）

佐久間事務局長、上野参事官、山西参事官、山谷企画官

○榎谷主査 それでは、ただいまから第129回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、独立行政法人経済産業研究所の「経済産業研究所ホームページ中国語サイトのコンテンツ翻訳・更新業務」の実績評価（案）等についてと、法務省の「登記簿等の公開に関する事務」、日本年金機構の「国民年金保険料収納業務」実施要項（案）についての審議を行いたいと思います。

はじめに、経済産業研究所の「経済産業研究所ホームページ中国語サイトのコンテンツ翻訳・更新業務」の実施状況及び実績評価（案）につきまして審議を行います。

本事業につきましては、平成21年6月から平成23年5月までの2年間の契約期間として、民間競争入札により事業を実施しているところでございますけれども、まずは、事業の実施状況につきまして、独立行政法人経済産業研究所 総務グループ 河津総務ディレクターよりご説明を5分程度でお願いいたします。よろしく申し上げます。

○河津ディレクター それでは、御説明させていただきます。最初に概要を御説明させていただいた後、実際の実施を担当しております谷本から少し補足をさせていただきます。お手元の資料の資料1でございます。私どもの報告書を付けさせていただいております。それから、資料Aという、こちらの推進室で御用意いただきました資料の後ろの方に、1年前になりますけれども、実施をするときの実施要項を付けさせていただいております。

一言で今回私どもの業務を御説明させていただきますと、私どもは、日本語と英語と中国語のホームページを持っていて、英語と日本語は、先生方の論文がそもそも英語だったり日本語だったりするものですから一緒につくっておるのですけれども、中国語は基本的に日本語のホームページから幾つかを選んで中国語に翻訳をして載せていただく。したがって、日本語に載ったものから選んでいただいて、訳していただいて、それをホームページの形にして載せていただくというところまでを一体としてお願いをしようということやってきたものでございます。

基本的にはよくやっただいておりますのですけれども、最初は実施要項などでは、質の管理はランダムに私どもがピックアップをさせていただいて、特にひどかったら値段を下げていくとか、最後にターミネートすることがあるということを実施要項で考えておったわけです。実際やってみますと、どうしても私どもがチェックをせざるを得なくなったと言うと、業者が悪いように聞こえるのですが、してしまったという言い方もあるいはできるのかもしれないとも思っております。この翻訳の癖のようなものを紙で「はい」と渡してやってもらうのはなかなか難しいのかなと今は考えております。結果的に、最初のころは、私どもの非常勤の中国人の職員が割とこまめにいろいろ言わなければいけなかった。今年の3月ぐらいもまた、1回そういうことが起こったのですが、今は比較的順調にいつているので、あんまり細々言わなくてもいいと、こんな形で進んでいるというところでございます。

コスト面に関して言いますと、1年前にこちらでお諮りをしたときに、19年の数字まで世の中に公表させていただきましたけれども、それに比べれば安くすんでおります。ただ、20年度の実績と比べますと、若干高めになっております。これは確か1年前にこちらでお諮りしたときに、足下の業者がすごく安いものですから、20年度はすごく安くすむかもしれませんというお話をさせていただいたと思うのですが、案の定安くすんでおまして、それに比べると高くついているというような状況でございます。ただ、翻訳の量等によってもぶれたりしますので、安くつくのか、そんなに安くつかないのかというのは、はっきりとこう

ですというふうに申し上げるのは難しいのかなと思っております。

あと、谷本の方から少し補足をさせていただきます。

○谷本マネージャー 大体の業務の内容については、今、河津からお話がありましたので、補足といたしましては、我々ウェブサイトのチームでは、日本語のコンテンツを基本的に中訳して掲載して御提供させていただいておりますが、実施要項の2ページにありますように、種別のAに関しては、そのまま必ずすべて訳すということで、セレクトティブにさせていただいているのは、うちの研究員が雑誌や新聞等に載ったときの記事で、その中から中国の人たちに関心があるものだろうなというものを選んだり、インタビューもそういうものの中から中国に沿っているだろうというふうなネタを選ぶということです。イベントのところも、うちは **Brown Bag Lunch Seminar** というお昼のセミナーなどをやっております、これは英文サイトでも同じなのですが、必ずしもすべて海外向けの内容ではございませんので、その中から選んで、訳して、提供させていただいているという状況になっております。

それから、補足といたしましては、月に1回ニュースレターを配信しておりますが、これも例年どおり月1本とどこおりなく配信いたしました。

アクセス数におきましても、例年と横ばいの件数となっております、1年を通して、現場の人間から言わせていただきますと、それ以前の年と比べて翻訳したコンテンツの数とか、内容的なものとか、質とかといったもの、コストも含みまして、質を落とすことなくといいますか、問題なく業務は実施できたかと思っております。

○河津ディレクター ただ、先ほどちょっと申し上げましたけれども、今、基本的にこの官民の法の仕組みは、業務を一体として、それを丸のままお願いをして、先様の方でいろいろ工夫をさせていただいてというのが基本的な枠組みだと思うのですけれども、このホームページをやってみまして、最初は、ランダムにときどきチェックするぐらいでいいのかなと思ってやっておったのですけれども、実際やってみますと、ただ翻訳をすればいいというか、元の意味がわかればいいというものではないというのが私どもの正直な今の思いでございます。つまり、定訳リストも渡しておるのですけれども、例えば私どもの中には中国語のできる研究者が、日本にずっといらっしゃるものですから、日本語で書いてホームページに出ているものを中国語に戻すと言うと変なんです、訳してもらおう。そうすると、そこに出てくるのは中国のことを紹介していたりするのです。中国のいついつのこういう記者会見でこんな資料が出ているとか日本語で書いてある。それを中国語に訳すときに、意味は通じるのですけれども、中国ではそうは言ってない。

例えば「記者会見」という言葉は「資料配付会」と中国では言っている。それを「記者会見」と訳してしまうと、その書いた人は中国語がわかりますから、「いやいや、中国では資料配付会と言っているだろう。そう直してくれ」と言ってしまう。それは直さなくても意味は通じるのですけれども、日本語でも一緒に「総理の記者会見」と言わなくても、「総理の記者発表」あるいは、「施政方針演説」と言わなくても「総理の方針演説」でも意味は通じるのかもしれませんが、そこにこだわるか、こだわらないかというようなことは、訳の癖というか、大げさに言うと文化というか、そういうものをつい言って連続性を確保してみたくなってしまいうところ、ある意味見ないようにしておまかせをするというのがなかなか難しいかなと思っております。

ただ、業者を選ぶという意味においては、今までもそうでしたし、今回もそうですが、競争入札という格

好でやっていますので、正直申し上げますと、ここまでお話をすべきかどうかよくわからないのですが、広報のあり方をいろいろ私ども自身が工夫をしよう。例えばブログをすとか、ツイッターにすとか、今はいろいろな方法がありますけれども、そういうようなことをやろうと思っても、業者様にお願いをしているのは、あくまでもホームページのメンテナンスですから、追加をすることはできてもやめることができないのです。そうすると、お願いをしている間は、私ども自身の工夫ができなくて、業者様の工夫はお願いできるのですけれども、何となくそこに矛盾みたいなものを感じていてちょっと悩んでいるというのが正直なところでございます。

○榎谷主査 ありがとうございます。

内閣府からの御説明ですね。お願いします。

○公共サービス改革推進室 それでは、「経済産業研究所ホームページ中国語サイトのコンテンツ翻訳・更新業務の評価（案）」について説明をさせていただきます。

業務内容は、経済産業研究所のホームページの日本語サイトに掲載されたコンテンツのうち、中国語サイトに掲載する必要のあるコンテンツについて中国語に翻訳する。また、コンテンツのウェブ製作等々がございます。

契約期間は、平成21年6月1日からの2年間、23年5月末までとなっています。

受託会社は、株式会社 アイデア・インスティテュート。

契約金額は、2年間で1,600万円余となっております。

「実施に当たり確保されるべき達成目標」は二つあります。一つが日本語サイトの掲載から中国語サイトまでの期間。もう一つが中国語翻訳の質の確保。その二つがでございます。特に中国語翻訳の質の確保に関しては、翻訳の原稿となった日本語コンテンツの内容が中国語サイト閲覧者に正確かつわかりやすく伝わるよう翻訳の質を確保すること。そのコンテンツについて、毎月ランダムに中国語のチェックを行っていくことになっております。

「受託事業者決定の経緯」は、入札参加者は3者でございますが、いずれも基準を満たしておりました。その3者とも予定価格の範囲内でございますので、この3者について総合評価を行って、受託事業者が決まっております。

「評価方法について」、サービスの質の確保、そして、実施経費等の観点から実績評価を行わせていただきます。

「対象公共サービスの達成水準」について、まず、日本語サイト掲載から中国語サイト掲載までの期間。これはすべてのコンテンツで、期間内に掲載されておまして、これは目標達成できたと評価できます。中国語翻訳の質の確保についてでございますが、事業開始の当初から、翻訳内容の不備あるいは修正、そういったものが判明いたしました。このため、毎月のランダムなチェックではなく、研究所の中国人スタッフによる全件チェックが行われております。これは、研究所の研究内容が、経済学、政治学、社会学、そういったところにかかわる内容であるということでこの対応がとられたものでございます。この翻訳の不備あるいは修正といったものは契約上の減額措置とはならず、また、債務不履行ともみなされてはおりません。

「評価」についてでございます。研究所が求めています民間事業者の翻訳のレベルが、実施要項上、具体的ではなかったために、民間事業者の翻訳能力について十分な審査を行うことが難しかった。結果として、

研究所の求めている民間事業者が選定できていない。

このように、ある一定の翻訳レベルが要求されていることから考えますと、落札者を決定する評価におきまして、必須評価項目の実施体制において、翻訳事業者の翻訳能力が大学院レベルの経済学論文の和文中訳であることを要求するとともに、また、その加算評価項目とされています「過去3年間に経済学関係論文に関する和文中訳の実績」につきまして、官公庁あるいはその研究機関などにおける実績の場合は、特に重い配点が得られるよう変更することも必要であると考えております。

さらに、全件チェックが実施されておりましたが、報酬の減額等は発生してございません。これは減額の対象とする誤訳を定訳リストあるいは訳語が定着している用語に関する誤り、または、原文の文意を変えてしまう翻訳に限り、それが続いたときに減額とするという規定のためです。このようなことが続いたわけではございませんので、今回、減額は発生しておりません。ただ、研究所の内容等々が専門的な内容であることを考えますと、より具体的な減額規定とすることが必要でございました。

「実施経費」についてでございます。従来の実施経費、平成19年度の実施経費は13,769,000円でございます。そして、平成21年6月から平成22年5月までに実際の契約に基づく支払額が830万円余となっております。その差引5,435,000円が削減されております。ただ、全件チェックが行われておりましたので、それに伴う非常勤の人件費2,457,000円を加えて計算いたしますと、削減が300万円余ということで削減効果は大分小さくなっております。同じく平成20年度と参考で比較させていただきました。翻訳業務を平成20年度は委託しております。そして、チェック、ウェブサイトの作成等々を派遣職員や非常勤で行っております。こちらが900万円余です。この20年度と21年度の差が160万円余となっております。こうした求めている翻訳水準を有してない落札者に決定されたことを是正していくために、総合評価の除算方式の基礎点、そして、加算点のところを「1：2」に変更することも考えられると思います。

「評価のまとめ」です。業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定されていますサイトの掲載までの期間、こちらはすべてのコンテンツで定められた期間内に掲載されており、十分評価できます。

しかし、中国語の訳の質に関しましては、研究所中国人スタッフによる全件チェックによって確保されてきました。これは研究所が求めている民間事業者の翻訳のレベルが、実施要項上具体的ではなく、求める翻訳能力を十分に有する民間事業者を選定できなかったことが原因と考えられております。

あとは実施経費については、研究所の内部審査に要した人件費を加えた経費と従来の19年度の経費を比較すると300万円余、削減効果は人件費がかかった分少なくなっております。今後につきましては、研究所が求める翻訳の質を具体的にした上で、幅広い専門性を理由に研究所自らがチェックを行う必要があるのかどうかを含め、より効率的・効果的に事業を実施する方法等について検討をすることが必要と考えられております。

なお、この事業は、契約期間終了後、民間競争入札を実施しない予定となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見・御質問はございますか。

○渡邊副主査 質の点について、どうも、私、研究所がどういうふうに評価されておられるのか、いま一つ理解できないところがあって、間接的というよりはストレートにどう評価しておられるのか伺いたいと思

ます。その趣旨は、1つは、原文の意味を損なうほどの誤訳じゃないというところが本当にそうなのか。最初の段階で、用語として訳の誤訳が多かったので全件チェックを始めたという動機を伺うと、本当に減額の対象になるようなものではなかったのかどうか。それが1点目。

2点目は、これはもともと全件チェックをするような仕組みじゃないことを前提に始めておられるわけですから、全件チェックをして、結果的に何か問題がなかったかというのは、評価としては全くおかしいのではないかと私は思っています。したがって、全件チェックをしなかったらどういう状態だったのかということをお前提に評価をストレートに教えていただきたい。

3番目に、先ほど全件チェックが必要な理由として言われていた内容で、自分が書いたものというような評価をされたと思います。私も日本語と英語で両方書きますけど、自分が書いたものを、日本語と英語で書くのと、人が翻訳するときに違うのは当たり前と言え当たり前で、そういうレベルで同じものにしようと思ったら、それは本人以外誰もできないお話だと思います。恐らくそのレベルのことを要求されておられたのではなくて、もう少し違うレベルのことをお考えで、質ということを議論しておられたと思うのです。その3点目、何を基準にされておられたのか。それが要項に入らなかったとしたら、ちょっとどうかなという気はします。

最後の質問が長くなって恐縮ですけれども、もともと民間事業者の方で翻訳業務の担当者が3名、経済学修士を持ち、経済分野を専門とする翻訳実務経験20年以上のベテランを含む、ベテランのネイティブチェッカーによるチェックを行うという具体的なこういう体制でやることにしていたのに、なぜそういうことが起きてしまったのか。もしかしたら別な質問というふうにした方がお答えやすいのかなと思うのですが、そこを教えてくださいませんか。

○河津ディレクター すみません。今の御質問にきちんと整理立てて御返事することにならないのかもしれませんが。手元の資料で、お配りすることを想定してない資料で申しわけないのですが、私も、どんなクレームと言うと変なんですけど、担当者同士のやりとりではなくて、打合せのときに注文を3回も谷本が言わなければいけないような局面はどんなことがあったのかというのを少し聞いたのです。結論からいくと、まず、同じようなミスが2、3か月続くとか減額ということになっていますので、言えば改めてくれます。私どもの経験からいくと、言えば改めてくれるというのは非常にいい翻訳者だと思っていまして、そういう意味では私どもはほとんどないというふうには思っておりません。ただ、御指摘がありましたように、それは当初私どもが想定をしていたランダム・チェックをするぐらいで品質が確保できるような優秀な業者ではなかったのではないかとわれればそうだと思います。そういう意味ではけしからんと言ってもよかったのかもしれませんが。ただ、私どもがこれまで翻訳業者とつき合っていた経験で言えば、現場の感覚とすればいい業者だという判断だったものですから、そういう意味では私どもの要求は高過ぎたのかなと思ったと言ってもいいかもしれません。ということであります。

では、何が高過ぎたのかということが多分お返事につながってくると思うのですが、私が彼らに聞いた、つまり6月とか8月とか今年の3月にどんなミスをしたんだという、この文章をお見せするのが一番早いのですが、例えば「AでありながらBにならないように防止することが大事だ」という文章が日本語で書いてあるのですね。もともと日本語がわかりにくいと言えわかりにくいのですが、「本当はAにしななければいけない。だけれども、Bという事象が起こるとAをやらないことがあるので、それを気をつけな

さい」という日本語をこの人は書いているのですけど。これを読んだ人は、まず「Aであります」と訳してしまったのです。その上に「Bであるときに、Cにならないようにしなければいけない」と訳してしまったので、日本語の文章を取り間違えているのですね。これはここで言う原文の意味を間違えるような翻訳であります。

それから、「長期的なシーズの開発が必要だ」という文章があって、「シーズ」という言葉があって、それは前後を読むと「技術のネタ」という意味なんですけど。この中国人は「品種」という言葉を使ってしまったのです。「新技術」と訳するのが意味が通るのですが、それを「品種」と訳してしまった。これは明らかに誤訳です。

こういうことがときどき起こったのです。つまり、6月、8月、3月に起こったのです。そのときは「これは続いたらいけませんよ」と谷本は言ったのですね。これが続いたら、確かにとんでもない翻訳者だということになるので、私どもはそれこそ一生懸命メモって「これが続いているではないか。おまえのところは首だ」と言わなければいけなかったかもしれません。だけれども、そうはなりませんので、翻訳業者としては優秀であるという私どもの経験値からそのままにしました。

ただ、こういうミスは直してくれるのですけれども、さっき申し上げたような、「記者発表会」と日本語では使ったのですね。「中国の記者発表会で〇〇が用意された資料」と言った。この翻訳を日本語で言うと「状況記者会」と訳したのですね。多分これは「記者発表会」という意味なんだろうと思います。ところが、中国ではどう言っているかという、中国では「記者会見」のことを「状況新聞配付会」と言っているそうです。そこがさっき申し上げた話です。「総理の演説」と言っても、「施政方針演説」と言わなくても、「総理の代表演説」と言っても意味は通じるのかもしれませんが、私どものいわば学術的なホームページで中国のもともとの言葉を使わないというのは心配になるのですね。確かに文句を言わなければいけなかったのは3回ですけれども、それを我々は見ないと心配でしょうがなくなってしまったということです。ですから、見ると言っても程度の問題なので、毎月、原文といちいち突き合わせなければいけないという意味ではありません。

○渡邊副主査 すみません。私ちょっと混乱しています。経験値からすると翻訳事業者としては優秀なだけけれども、ミスがたくさんありましたと言われると、第三者の私としてはよくわからない。

○河津ディレクター 報告書にも書いてあるのですけれども、そういうことが起こるので、我々の経験値から言っても、放っておくとそうなるのです。放っておくと、向こうも気が緩むのかもしれませんが、あるいはひよっとしたら若いのに試しにやらせるのかもしれませんが。私が経営者だったらそういうことをやらせませんから、それは不思議だとは思っていませんけれども。そういうことがあったときに「これはちょっと落ちているよ」ということを言わなければいけない、見なければいけない。その程度だったら、ランダムに見ていると言ってもいいのかもしれませんが。言葉の表現はちょっと難しいところなんですけれども。ただ、私どもとしては、毎月上がってきたものを右から左に「はい、載せてくださいね」とは言えなかった。それは、この法律で言うところの「一体としておまかせをする」というものに入るなら、別にそれでもいいのですけれども、そこまでやってしまったら一体としておまかせしたことにならないのかなという気もして。すみません。よくわからなくて、私どもも混乱しているというか、迷っているというか、悩んでいるところなんです。

○渡邊副主査 すみません。大混乱しているのですけれども、全件チェックとおっしゃるのは、原文と突き合わせてみたわけではなくて、それはスタッフの方が読んで中国語としておかしいと感じたので修正までされたのですか。でも、原文と突き合わせないで修正というのは無理ですよ。具体的に何をやられたのでしょうか。

○河津ディレクター 6月、8月、3月は、原文と突き合わせて「ここをこう直せ」というふうにやって、そのリストを私は全文ではありませんけれども、部分的にもらっています。ただ、例えば先ほど申し上げましたが、今この瞬間、今月まさに載せているようなものは、中国語になったものをスーッと読んで違和感がなければ、日本文と照らし合わせるようなことまではやっていません。

○谷本マネージャー ちょっと現場から。河津はいつも中文サイトの製作を見ているわけではないので、私から御説明した方が多分よしいかと思しますので、詳しくどういうことをやっているかというのを細かく説明させていただきます。実施要項にあるとおりランダムにというか、一人、中国人の研究者がいるのですが、その彼のコンテンツ、プラス幾つかのコラムとか、幾つかのコンテンツに関しては、うちのスタッフが日本語の原文と中国語の翻訳と両方を読んで、チェックをしております。

○河津ディレクター それは今でもやっています。

○谷本マネージャー 今でもやっています。

最初に6月に契約を結んで初めてやったときに、これは明らかに日本語の意味の取り違いであって、訳してしまうと日本語の意味と変わってしまうようなものが、うちの長岡研究主幹のものであったので、これはざっと見ておけばいいというわけでもないかもしれないというふうに、我々の方でも気をつけて最初読もうということで、6月は割と細かく読み、そのとき、月1回編集会議をするという取り決めになっていたのですが、そのときのミーティングのときに「こういう取り違いがありましたので、以後、注意してください」とかいう話をして、「わかりました」ということで、その後しばらくはスムーズというか、月に何回かちゃんと日本語と中国語ですり合わせるものを読みながら、ほかのものはサーッと目を通すみたいない感じで2か月ぐらいすんでいたのですが、また8月に「マネー・サプライ」ですとか、これは本当に間違うのは珍しいというようなところで専門用語の凡ミスがあったりとかがあったので、また、うちのスタッフがこれはというので、その月は詳しくチェックをし、そのときの編集会議のときに「こういう専門用語のミスは困りますよ」と言わせていただいて、「申しわけありませんでした」ということで、それから、またしばらくは半年ぐらい全然問題なく行って、最後、年度末ぐらいに、一度注意をさせていただきました。その時は誤訳ではなかったのですけれども、うちのももとの文章も割と難しい文章であったり、役人文章と言うとちょっと訳しにくいのがありますので、それで翻訳が難しかったのだと思います。

○河津ディレクター 修飾語がいっぱい並んでいるみたい。

○渡邊副主査 主語がなかなかわからないとか。

○谷本マネージャー はい。業者さんもちょっと難しかったのでしょうか。一生懸命訳したのですけれども、「これではちょっと意味が通らないよね」というのがあったので、「こういうときはこういうふうにパラグラフを区切ってやってくれ」とかという話をしたというのが年に3回ほどありましたというような状況です。

私、2001年から中国語サイトをずっと運営して、かれこれ10年近くになって、当初から携わらせていただいている者として、全部丸投げして安心してまかせられるという業者さんに出会ったことはまずなく、こ

ちらの官民競争入札をする前から、平成18年のころから企画競争入札だったり、翻訳に限ってのコンペもずっと毎年やっていたのですが、皆さん、サンプル翻訳のときはすごく気合いを入れていいものを出してくるのですけれども、どうも、始めてみると、同じ人が本当に訳しているのかという、明らかにこれはおかしいというミスがあったりとか、結構苦労してまして。前年の業者さんとかに比べたら明らかにアイデアの方がましだったと言ったら言葉は悪いのですが、手がかからなかったのは確かで、どういう入札をすれば、すごく優秀な業者さんに落札することができるのかというのは本当に悩むところですし、それに、本当にそういう業者さんが存在するのかという疑問も現場の人間としては持っています。

というのは、うちは英文サイトもやっているのですが、それこそすごく難しい論文の場合、うちの場合は英語の場合は、研究者の方はほとんど英語もできますから、先生方のダブルチェックもお願いすることもあるので、本当に難しいものとかは、日本で一流と言われている翻訳業者さんに頼むのですが、それでもエーッと言うことが結構あって、そこは英文でも中文でも悩んでいて。ここの業者さんはいいからとしばらく安心してまかせていたら、突然変なのが上がってきたりとかあって、こっちがスーッと何でもオーケーしていると手を抜いてくると言ったら失礼かもしれませんが、大丈夫だろうと思って質の悪い翻訳を出してきて、こっちで「今回はひどかったですよ。ちょっと注意してください」と言うと、しばらくは緊張感を持っていいものを上げてきてくれるのですが、また、しばらく甘くしていると、ちょっと手を抜いてくるというのが英文でもありますし、それと同じことが中文でもあるのかなと我々も感じたので、3か月に1回ぐらいは厳しくギリギリ見てみたいなことをやって。確かにおっしゃるとおり、民間競争入札だと、まるっとお預けしなければいけないのかもしれないのですが、我々、通常、英文でも中文でもそういうふうにチェックすることに気持ち的に慣れてしまっていたというのもあり、実際に専門用語の間違いとかを見つけてしまったものですから、そういうことになりました。

ただ、こちらの業者さんは話し合いのときに言うと、すごくまじめに対応してくださったり、逆にいろいろ相談してくださったりというリレーションシップとしてはこの1年間よかったというか、営業の方もとても敏速に動いてくださったりしたので、今まで2001年からいろいろやってきた、いろいろおつき合いした会社さんの中では、我々の中ではよかったんだというので、先ほど河津が「よかったという評価をした」ということなんです。細かく説明させていただくとこんな感じなんです。

○渡邊副主査 大体どんな感じだったかはすごくよくリアルにわかりました。

ただ、もしかすると誤解がおありになるのかなと思うのは、言葉は悪いのですけれども、丸投げするのが市場化テストではなくて、発注者としてモニタリングをしていただく、だめだったらだめ出しをする、よければ、その気が緩まぬように継続的にモニタリングをしていただくという前提でお話を申し上げているはずで。丸投げができないから市場化テストができないという点については、少なくとも私が今まで考えていた市場化テストとは全く違うことを想定されておられるのではないかなと思います。

○榎谷主査 よろしいですかね。モニタリングのレベルだと思うんですね。一緒に比べるなどと言っても、それこそ理想的には言われることもあるかもわかりませんが、そうではなくて、今おっしゃっていたようなことだったら、それは非常に合理的な範囲内でちょっと気をつけて見て、しっかりやって、また、牽制してというようなのは、これはよくある話なので。おっしゃっているように、今までよりは随分ましだったというのはわかるような気がします。

○河津ディレクター そう言っていたらと。我々はやってはいけないことをやってしまったのだろうかちょっと思いました。

○樫谷主査 そういう意味では内閣府が書いている資料で言うと、非常勤職員も入れてコストはどうなのかと、こういう話ですね。当然、今までの実施経費の13,769,000円の中にはそういう部分も入っているでしょうから。民間が830万、非常勤が240万で1,077万。それはある意味では1,077万かかったんですと。ただ、2,457,000円はある意味ではモニタリングのコストだと、こういうことですね。

○谷本マネージャー はい。

○樫谷主査 あと、何かございますか。

○稲生専門委員 そうすると、全件チェックになってしまったのは、割と早い時期からということになるんですか。

○谷本マネージャー はい。契約当初にいきなり出ばなをくじかれたといいますか、ちょっとありましたので、その月は結構細かく見ました。

○稲生専門委員 官民競争入札の場合は、どうしても新しい業者さんが入ってくるパターンがほかの案件でも多くてですね。だから、立ち上がり、出足が悪いのは実は珍しいことではないんです。勿論、皆さんからすれば、本来、自分たちでおやりになっているのであればそういうことはあり得ないということだと思いますので、価格的になかなかなじまないかもしれませんけど。最初ミスがあったりとか、次も登記事務とかやっています、ミスが発生すると、どう減らすとか、結構そういうことは起こり得るのですね。ですから、いきなり全件チェックにしてしまったことの妥当性は、私自身は本当によかったのかなという感覚は持っています。そういう形でちょっとでも間違いがあったら、不安な気持ちは勿論わかるのですけれども、逆に言うと、入札みたいなものは一切なじまない。つまり、今後、今回である意味では懲りてしまって、もう民間競争入札はしないとすると、今後はどういう形でやるんですか。つまり、あくまでも非常勤職員の方に経験者で20年とかやっておられる方に常にお願ひするというように戻るといったような形になるわけですから。つまり、事実上、随契と言ったらおかしいかもしれませんが、そういう形でこの業務はやるというようなことになるのでしょうか。そこはどうなるのでしょうか。

○河津ディレクター ちょっとよろしゅうございますか、少し長くなってしまいかもかもしれませんが。今までどういうやり方をしてきたかという、最初のころは、全部随契で頼んだり、あるいは内製化を。それから、随契でやってきているのを、派遣とか非常勤で中国人の方を雇って中でもやり、業者も頼み。そのときに頼む業者は、さっきちょっとありましたけれども、企画競争とか、あるいは入札で、テスト翻訳をさせて、コンペで品質点をつけて選ぶということをやっておりました。

○稲生専門委員 そのときはうまく回ってなかったのですか。

○河津ディレクター それも上がってきたものをやっぱり見てチェックして、これでいいとか悪いとか。

○稲生専門委員 それは全件チェックをやっているわけですか。つまり、コンペも競争入札ではありませんけれども、競争形式が入っていますから一種の入札形態ですけれども、結局、全件チェックをやっぱりやっていたのですか。

○河津ディレクター そういう意味では最初のころはきちんと突き合わせをして、質がよければ放っておくと。でも、油断をすると、また変なのを出してきている。

○稲生専門委員 それはモニタリングは当然どのやり方でも必要ですから、それは全然違和感はないのですよ。手をあげば質が落ちる。これは当然なんですね。それは市場化テストの問題ではなくて、外に外注するというに常につきまとう問題ですから、それを問題視されることは逆におかしいのではないかと私は思っています。

○河津ディレクター そういう意味で言うと、私どもは入札といいますか、外部の方を競争的に選ぶことが問題だと申し上げているつもりはありません。今までもそれをやってきましたし、今回もいい業者さんに結果的にめぐり会うことができたと思います。

ただ、何が悩んでいるかという、私どもの工夫がその間できなくなることなんです。つまり、官民競争は複数年で業者をお願いすることになります。そうすると、その間、例えば極端なことを言うと、中文ホームページをやめられないのです。私どもは成果を普及する手段の1つでありますので、この手段が絶対だとは思っておりませんから、勿論コンテンツの開発もしますし、やめることもありますし、いろいろ工夫をしていく。さっきちょっと申し上げたツイッターをやるかもしれない、ブログをやるかもしれない。ホームページもぐっと簡素化をするかもしれないし、むしろ増やすかもしれない。

例えば今のやり方でやりますと、日本語のコンテンツを増やす。例えば、現に、今は論文そのものとかサマリーではなくて、その中から特に政策的にこんな意味があるというのをやや極端でもいいから書いてくださいとお願いしてしまっていて、ノンテクニカルサマリーと呼んでいますが、そういうものを増やしてきています。でも、それは今この範囲に入っていないので、厳密なことを言うとお願ひできない、あるいはほかのものを減らしてこっちに振り返るとかということをしなければいけないわけですが、今ぐらいの範囲ならできるのだらうとは思いますが、さっき申し上げたように、ホームページも含めて本当にやめてしまおうとかかというようなことをするとき、こう言う悪いのですけれども、縛られることになるのですね。そういうところに疑問を感じております。

なぜかという、すみません、大上段に振りかぶったことを申し上げて大変恐縮ですが、官でやらなくてもいいことは民にやらせようとか、民に頼もうではないかという流れだと思いますが、同じ流れの中で独立行政法人もできたはずだと思っております。例えば、谷本は民間のマスコミ出身者であります。そういう知恵を使いながら、さっき申し上げたように、最初は随契で頼んでいたものを派遣の人を入れたりすることで内製化でやってみようとかいろいろな工夫をしながらやってきた中に、今回は官民競争のプロセスでやってみたということがあるわけでありまして。

そうすると、少なくとも官民競争でお願いしている間は、ちょっとドラスティックな変更ができないことになる。私どもは来年の4月から新しい第3期に入ることになってしまっていて、ちょうど今、広報のあり方とかというのを議論しようではないかと経済産業省からも言われております。まだ中文をどうするかということにはなっていないので、例えばもっとわかりやすい表現ができないとかそんな議論なんですけれども、そういった中で、そっちにコストがかかるから中国語のホームページをやめようかということも十分あり得るのです。今、私どもは中国語を出していますけれども、中国語の本当のとは言いませんが、研究者の多くは英語も読みますので、英語を読んでいただければすむのかもしれないのです。そうすると、中国語のニューズレターとかツイッターとかブログのようなもので引きつけることは必要かもしれませんが、ホームページ自体を維持するのはひょっとすると要らないかもしれない。まだ、そこまでの議論は私どもの中でできてな

いのですが。そんな議論をしたときに、しかし、この契約があると2年間3年間は続けなければいけない。そこに疑問といいますか矛盾を感じている。ですから、どうするかはまだ決めていません。

○稲生専門委員 つまり、何が言いたかったかという、こういうような広報絡みの中文サイトみたいなホームページ、この事業自体が市場化テストという枠組みになじまなかったのかと、今、恐らくそういう議論をされていると思うのですよ。ところが、事務局さんの方の評価の案を見ると、そのことよりも、そもそも適切な業者を選べなかったというプロセスという、そのところを問題視していて、何かかみ合っていないような気がするのです。我々はどちらの立場に立つかは、それはまた別の問題ですけれども、私はそこら辺が何となくがっぷり四つに議論をしないと、この評価(案)がうまくまとまってこないのではないかなと、思っているんです。ただ、今日聞いている議論では、何かそこがかみ合っていない、そもそも市場化テストになじまない。要するに、ドラスティックに変えたいけれども、縛られてしまう。だからやめるんだというのは、それはそれで合理的だと思うし。我々は、もし本当になじまないのであれば、それをあえて絶対市場化テストをやれとは申し上げられないのですが、何となく議論がかみ合っていない気がするというのが印象です。

○渡邊副主査 市場化テストになじまないというよりも、もともとこれ何でお始めになったんですかと素朴な疑問を今持っています。これだけの陣容を、陣容というのは、別に委員だけではなくて、事務局もそうですし、それから、当然研究所もそうですし、民間事業者もそうですし、これだけの人とコストを長期間にわたりにかけた上で、今のお話を伺っていると、そもそもこれは何で始められたんですかというすごく素朴な疑問にたどりつきました。評価も市場化テストになじむ、なじまないというよりは、そもそもおやりになるお気持ちがあったのかどうか、とりあえず出してみましようぐらいのお気持ちで始められたのか、私は今すごい疑問を持っています。そもそも市場化テストをうまくやるためにどういうことをやるのかというのをずっと議論をし、今も評価のプロセスを通じてそういう話をしてきたつもりだったのですけれどもそもそも論です。そもそも3年の期間がどうかというよりも、あるいは2年の期間がどうかというよりも、契約に縛られるから困るというお話であれば、なじむ、なじまないではなくて、おやりになる気持ちがあったのかなかったのか、今あるのかないのか、もうそれに尽きるような気がするんですけど、いかがなんでしょうか。

○河津ディレクター すみません、ちょっと失礼なことを申し上げたように受けとめられてしまっは大変申しわけなかったと思うのですが、まず、1年前の段階では、私どもはこの官民競争というスキームでやってみよう、挑戦してみようと思ってやったわけです。そのときは2年間は少なくとも中文サイトは維持するというつもりでおりましたので、その点において、かつ今現にやっておることについて、こう言うと大変申しわけないのかもしれませんが、やってみて、なるほど、これはなかなか質をチェックするのもモニタリングの範囲だということを言っていたいただければ、さっき申し上げたように、それはああよかったということなのですが、そういう意味ではそこまで含めて官民競争のやり方でやることもできるということは、私どもは非常にいい勉強をさせていただいたと思っています。

ただ、次どうするんだという御質問でしたので、次どうするかということについて、今「こうします」ということをお答えすることはできないということ。それから、ちょうど今変わり目のときに、しかも、今「来年、官民でやります」とかと言うと、2年とか3年とかそれをずっとやることになってしまいますので、そこに今、私どもは先に向かって考えるときに疑問を感じると申し上げているだけです。過去2年間やったこと、かつ、今この瞬間別に中文をやめようという議論をしていませんから。ただ、ちょうどそれが中期の

5年の境目にぶち当たってしまって、そういう議論が横で起こっているという中で、すみません、事務局からも「来年どうするんですか」と随分聞かれたんです。そうすると、「何でこの瞬間に3期中期目標を議論している横で、中文だけをこうするというを決めなければいけないんですか」ということを事務局には申し上げたつもりでおります。そこでかみ合っていないと言われると、私どもはずっと同じことを申し上げてきたので、すみません。ちょっとそれ以上のことは申し上げられません。

○榎谷主査 そうすると、必ずしも実施しないということとは違うのですね。それはそうですね。やる事が決まってないのに、事業をやる事が決まってないのに、市場化テストをするかどうかはよくわからない。ただ、そういう意味では事務局の評価（案）と少し合致してないのかなと思います。

○山西参事官 技術的な点で1つ質問があるのですけれども、それに関連して質問が増えるかもわかりませんけれども、「全件チェック」という言葉がどこで出てきたのかという問題もあるのですけれども、RIETIさんの方の計上でもそうですけれども、非常勤職員の1年間の費用が240万程度になっていますけれども、ほぼフルタイムで使われていた経費がすべてここに載っているのは、その非常勤職員、すみませんけれども、1日1万円少しだなという計算で考えておりますけれども、この方の仕事の内容すべては翻訳のチェックだったのでしょうか。こういう計上をされてしまうと、まさに全件チェック、そのためにこれはしていたんだということになってしまうというのが1点あります。

あと、2点目。これはそちらの方で書かれていた、これはRIETIさんのやり方ですけれども、もともとの実施要項の7ページ目の加点審査項目にある翻訳者のところですが、ここの「経済学の学士号」は、どこの学士号ということを想定されていたのかということが、研究機関の翻訳ということと少し関心があるのですけれども。例えばの話ですけれども、RIETIさんもかなりアジアとか欧米とかのいろいろな共同研究をされていると思いますけれども、そこで最終チェックをやられるレベルが、学士号の方で構わないという形でチェックをしているのかどうかということなんですけれども。

ですから、1点目は、非常勤職員のフルタイムの使い方の問題、2点目は、実施要項上の「経済学の学士号」というのはどの程度のものを求めているのか。3点目としては、RIETIさんの国際会議とかでの運用の話ですけれども、出版物とかというのは、学士号程度の方のチェックということで、基本的には中国語であろうとも、英語であろうとも、これが大丈夫ということになっているのかどうか。すみませんけれども、2点目、3点目はややこしいかもわかりませんが、通常のレベルであると、必ず大学名まで求めるかどうかは別として、中国関係でもかなりのレベルの方が日本で活躍されている方がいらっしゃいますから、見方としては、どうしてもレベルの低いもの、学士レベルで構わないという形で業務の発注をされていたのかなとつい思ってしまうものですから、それで、2点目と3点目の質問があると考えていただきたいと思います。

○河津ディレクター まず1点目でございますが、ルーティン業務としては、中国語のサイトにかかわること。チェックだけかと言われると、自分で直したりすることもありますから、それは直すことがチェックの範囲かどうかわかりませんが、たまにですが、中国に出張する職員のパワーポイントの原稿を見るとかということがあります。ですから、厳密におっしゃると、確かに満額ではないのだろうと言われればそうかもしれません。申しわけありませんが、それが何時間とかというのはわかりませんので、1割とか何とか差し引いて見ていただいても別に構わないと思います。それから、フルタイムではありません。

○谷本マネージャー 週4日で、時単で働いていらっしゃいます。

○山西参事官 そうすると、これは金額の比較の問題ですから、240万というのは。

○河津ディレクター ただ、それを申し上げると、そういう意味での経費は従来からあったわけでありまして、その分を従来も差し引くことができておりませんので、同じ考え方という意味で言えば同じ考え方で出しております。

○山西参事官 ただ、「全件チェック」という言葉は使ってよろしいのでしょうか。要するに、心配していた分を必要に応じて逐語で見なければいけないということなののでしょうか。

○谷本マネージャー 今、先生方とお話しして思ったのは、我々が「全件チェック」と言っているものが、もしかするとモニタリングと同義語なのではないかということです。

○渡邊副主査 「全件チェック」と言うときに、私は最初、原文と照らして、ある意味やり直しをせざるを得ないことを言っておられるのかなと思っていました。さっきのお話では、いや、そうではなくて、単にチェックという、本当にチェックというか、読んで、すぐおかしければ、もう一回やってくださいという話なのでモニタリングなのかと思われてきます。でも、今また、河津さんのお話だと、直す時間も入ってとおっしゃったので、直すというのが、民間事業者がやったことを具体的に手を入れて使えるようにすることまでやっておられたのか、また、ちょっと混乱し始めているのです。

要は、民間事業者に発注した内容に、上乘せとして本当に足さなければいけないコストの話なのか。発注者としてモニタリングする以上、当たり前のコスト、それはこういう言い方は変かもしれませんが、今やっておられる方がかわって、例えば急に別な仕事に就くのでほかの人が入ることになりましたと言ってもかかる費用なのか。あるいは、ほかの民間事業者に発注してもかかる費用なのか。そうではなくて、まさに手を入れて直さなければいけないほどのレベルだったのでかかりましたという費用なのかという観点の御質問だと思います。それは私たちも知りたい内容ですね。

○河津ディレクター むしろ、こういう定義でこういう金額を積み上げるとか言っていたらわかるのですが、私どもは従来やっていた仕事と同じものをこのチームではずっとやっているわけなので、そのチームの費用というものを比較という意味で出すのだろうと勝手に思い込んでいたものですから。御指摘のようなことであるならば、まさに考え方を示していただくと、できるかどうかはわかりませんが、今さら過去にさかのぼって、彼女が何時間ずつ何をやったかというのは今さらわかりませんが、できるかもしれません。

○渡邊副主査 どうなんですか。見て、「これをやり直してください」と言う以上に、自ら手を入れて、ウェブに上げるためにもうプロダクトに手を入れていたんですか、それとも入れていなかったんですか。どちらなのですか。

○谷本マネージャー ワードに赤字を入れたりとか、サーバ上で、プレビューサイト上で見て、「ここをこうしておきます」みたいなやりとりというのもありました。そういう意味では、うちの非常勤スタッフが手を入れたことはありますね。

○渡邊副主査 手を入れたときに、それはあくまで「こういう趣旨でない間違いなんだよ」という指摘なのか、もう自分で具体的な作業を、本来民間事業者に委託すべきだったところまでやってしまっておられたのか。私などはお話を伺っていて、やっぱりそこをいまだに混乱しているのです。「委託すべきところ」と

言う、また何か評価が入ってしまうので混乱するかもしれませんが、要は、発注者として、こういう言い方は失礼かもしれないけれども、一回発注した以上は、本当は他者と自分たちという区別は発注者としてもつけるべきで、なし崩しにしてしまわれたのは民間事業者ではなくて、もしかしたら研究所の方かなという感じも率直に言うとおちよとします。それを「質が悪い」とかいう言い方をしてしまうと、民間事業者の人に気の毒かなど。

例えば、個人的なことを言うのはあれですけど、通常プロダクトの質を考えたら、誰かがレビューして、変だったら、指摘してやり直してもらうか、自分でやってしまうかというのは、翻訳の過程で当然あると思うので、そこをあまり考えずにやられてしまわれたのかどうか。混乱は、自と他をあまり区別されていないことに起因するのかなという気もちよとしてきています。結局、混乱して、そのまま運用してしまって、それが何かうまくいったとか、うまくいかないとか、そういう話になるのは困るなというのが率直な感想です。

○河津ディレクター 私どもは、官民競争で、怒られるとすれば、おっしゃられるような混乱を少ししたのかもしれませんが。少し見過ぎたのかなと思っています。それから、モニタリングの範囲を超えていたのかもしれませんが。そういうところはあると思います。ただ、それは別にこの業者が悪いと言っているつもりは私どもとしてはなくて、さっきも申し上げたように、言えばちゃんと直してくれる、今までの経験から言えば、少なくとも翻訳に関してはいい業者だったと思っています。アップのところで、ときどき「間違っているよ」とかという指摘をしたのは、今回は載せていませんけれども、そういうのはあったそうですが、いずれにしても業者としてはよかったと思っています。

ただ、先ほど申し上げたように、これからのことというのは、今、私どもとしては決めようがないものですから、このタイミングで、今後どうするかという話は私どもとしてはできないんですということをずっと事務局にはお話をしていたということでもあります。

○山西参事官 すみません、もう一度繰り返して恐縮でございますけれども、先ほどの中国の記者会見の名前についても正確に訳せなかったということでしたので、どのような学士のレベルの方を雇っておられたのか。

○河津ディレクター すみません。学士のレベルというものを序列立てて表現できるものだと私どもは思っていますので、そういう意味では、学士のレベルと言われても、ちょっとお答えのしようがないのですが。

○谷本マネージャー 実施要項の方に確かに「学士号を取得している」というふうにこちら書いてはありますが、実際に応募してきたアイデア・インスティテュートさんがうちのメインの翻訳者として担当して下さっている方というのは、翻訳実務経験が20年以上ありまして、経営学学士と経済学修士を持った方が担当しております。

○山西参事官 記者会見の名前を御存知ないというのは、中国の新聞とか情報をあまり知らない。それは日本の大学ということでしょうか。

○谷本マネージャー いえ、この方は上海出身の方ですし、大学名までは書いておりませんが、恐らく中国の大学かと思われます。

○山西参事官 先ほど、非常勤職員の場合にはフルタイムにならないのは当然知っているのですけれども、例えばの話ですけれども、どこの研究機関も、あるいはローファームであろうとも、かなり中国専門家とい

うことで入れていますけれども、ある意味で言ったら全件チェックのために人を囲っていくというのはすごくもったいない話で、いろいろな国際シンポジウムとかそういうところでいろいろな形で非常勤の方を使われていると思うのですが、RIETIではこの方以外にどなたか使われているのでしょうか。あるいは、これは修士レベルの方をチェックに入れているという話でしたけれども、例えば日本のどこかの大学のPHDの卒業生の方とかもいらっちゃって、この人はあくまでも翻訳関係ではこの人であればいいという、ジュニアレベルの方をここに置いておけばいいという形で使われた方なのではないでしょうか。

○河津ディレクター すみません。必ずしも御質問の趣旨がよくわからないのですが、中国語のシンポジウムとかいうのはやっておりませんので。中国に出張する際も、中国語の資料も使うけれども、現地で通訳を雇ったりはしません。

○渡邊副主査 研究所は、非常勤で見ている方はお一人なんですか。

○河津ディレクター はい、中国語は一人だけです。

○谷本マネージャー 今、ポスドクの方とおっしゃいましたけれども、以前、うちのファカルティフェローの先生のお弟子さんのポスドクの方にアルバイトという形で来ていただいたりしたこともあったのですが、学者さんとしての知識と翻訳の能力は違わらしく、翻訳の経験が長年ある方でないと、経済学の知識はすごくあっても、翻訳者としても必ずしもイコール優秀ではないというふうに私どもの経験でも、また、翻訳の方々からもそういう指摘を受けています。

○榎谷主査 今後の話は、事業をやるかやらないかの話だと思うのですが、いずれにしても、少なくとも今年1年をやって、その評価をどうするかという話だと思うのです。その評価が悪かった。悪かったから、今後やめるという話は勿論あるかも知れませんが、また、適してなかったとかという意味でもやめるかも知れませんが、とりあえずそういう観点から見るとどうなんですかね。そのへんがはっきりわからないところで、1年間のフルにやらざるを得なかったところが問題だったのか、何が問題だったのか、もう一つよくわからないのです。

○河津ディレクター 正直に申し上げますと、とりあえず官民競争でやると、ある程度まるっとおまかせできるようなこともあるのかなと思ってやってみたのですが、少なくともこのアイデアは良い業者ではあったけれども、従来の入札で翻訳業者を探したというのとそんなには変わらない。そういう意味で言うと、業者を頼むなら、入札で翻訳は翻訳、ホームページのアップはアップで頼むとか、あるいはホームページのアップだけだったら、専門の派遣の人か何かに週に1回来てやってもらうとか、そういういろいろなやり方がとれるのかなと思ってはおります。つまり、我々としては、どうせやるならベストのやり方をやりたいわけですが、官民競争のやり方がベストかなということについては確信を持ってない。もっと言うと、ベストでないような気がするというのが正直なところであります。こんなことを申し上げてよかったのでしょうか。

○榎谷主査 ただ、これは結果だけから見ると、コストは少なくとも19年度から300万ほど下がっていると。結果的には品質はどうなんですか。最終的な品質は。

○河津ディレクター 19年度のときと比べれば、質はよかったですね。

○谷本マネージャー はい。

○河津ディレクター 20年度と比べても質はよかったです。20年度はとても安かったですけど、その分手間もかかった。そういう意味では質はよかったです。ただ、20年度は手間はかかったけど、料金は安かった

ので。料金ということから言うと、20と21を比べると21は高かったんです。なので、どれが一番と正直言うと言いにくい。さっき申し上げたように、いろいろ変えるかもしれないことを考えると、複数年決めないですむやり方、つまり、翻訳業者を入札で選ばせていただくというようなやり方の自由度を持っていただけるなら、それがいいなと思っているというのが正直なところですよ。

○榎谷主査 20年度の実績で、翻訳で245万、派遣職員で425万、非常勤が244万、これがフルコストなんですか。

○河津ディレクター そうです。

○榎谷主査 このときは、派遣で少しレベルが低かったというか、期待よりは低かったので、相当チェックしなければいけなかったのか。そのコストが派遣職員と非常勤職員なんですか。

○河津ディレクター 派遣の者は自分で翻訳もしたんですね。

○谷本マネージャー 平成19年度から20年度のときに落札した業者さんが、入札のときの質は悪くなかったのですが、その後、ちょっと赤を入れればいいレベルではなくて、それこそ全部つくり変えなければいけないくらい手間がかかってしまったため、うちで派遣の方で翻訳の経験もあった方にも翻訳してもらったりということもしたんですね。

○榎谷主査 それが派遣の方にやっていただいたんですね。

○谷本マネージャー はい。

○榎谷主査 それから、非常勤の職員の方もいらっしゃったと。

○谷本マネージャー そうですね。非常勤の方も。

○榎谷主査 ホームページのアップなどはどなたがやっていたのですか。

○谷本マネージャー やっぱりそれも派遣の方にやっていただきました。

先ほど先生に御指摘いただいたとおり、我々はどんなときでも柔軟に対応できるようにというような妙な体制ができていたために、おっしゃるとおり、境目というものに対する意識が少し低かったかもしれません。これぐらいなら我々でやってしまえみたいな例年からの経験でパパッとやってしまいましたみたいな感じというのはちょっとあったかもという反省はあります。

○渡邊副主査 実務的には、私も同じ立場になったら同じようにしていたかもしれないのですが、残念ながら、さっきの説明で、批判しているというよりも、この数字の見方がわからなくなってしまったという点です。自と他を区別して、非常勤職員の方の全件チェックにかかった費用がこのぐらいとか、20年度の翻訳委託業務も、これが安かったけど、派遣職員の方と非常勤職員の方が翻訳に費やした時間とアップに費やした時間というふうに分かれていけば私たち比較が可能ですが、そういう区別を御自身がやるのか第三者がやるのか。御自身がやるにしても、第三者の助っ人をしなければいけなかったのか。もともと頼まない業務なので、本来的に自分がやったのか。その区別ができないために、数字はポッポッと挙がっていますけれども、比較のしようがないような、第三者、知らない者からすると、これとこれをどう見て、どう比較して、ここがセーブされてというようなところがわからなくなってしまっている。そういう観点で申し上げたのです。

○河津ディレクター すみません。私どもが中国語のホームページにかかったトータルということですか考えがなかったものですか、そこをまさに彼我をきちっと分けてというような発想でそもそも。現場もちょっとだらしないところがありましたし、まして、いわんやそれを時間で分けるとかというふうな集計と

かもできてないものですから、そういう意味ではちょっと難しいところがございます。

○榎谷主査 要するに、これは我々の感覚から言うと、平成20年の翻訳業務を委託したところはちょっとだらしなかったけれども、十分カバーできて、結果的には、最終的に出たホームページの品質はよかったですね。一定の満足ができたわけですね。ということは、そんなに良い翻訳者を使わなくても、安いところを使った方がという結論になりますね。

○河津ディレクター その可能性は、改めて見てそうなのかなと思って、それはそれでまた悩ましいところですよ。

○榎谷主査 ここはそういうことを言いたいわけですね。

○河津ディレクター はい。

○榎谷主査 そんな質の高いところを選ぶよりも、むしろ、それぞれバラバラに入札した方が結果的にはよかったですのかもしれない。それについてはまだ総括ができてないということですかね。

○河津ディレクター たまたま来ていただいていた派遣の方が融通が効いたからなのかもしれないですね。

○渡邊副主査 非常勤の方が今お一人という話ですけど、何かの事情で突然がらっと変わる。そのときに同じことが言えるかどうか。人ではなく仕事に着目して考えて、制度としてワークするのかどうかということも私は大きいような気がするんですけど、残念ながら、今のままだと何も見えない。第三者からは評価できないで、今のお話を聞くと、研究所からも評価というのがなかなか難しいかなというそんな状況ということですよ。

○河津ディレクター 今、私どもはこの業者がだらしがないから、こんな業者しか選べない仕組みだからよくないと言っているつもりは私どもにはないのです。

○榎谷主査 これを見る限り、最終的に19年度も20年度も21年度も、少なくともホームページそのものは満足できるレベルにみんなあるわけですね。あとはコストですね。そうすると、一番いいのは、同じものであるならば20年度が一番よくて、その次は21年度で、それから、19年度ということになりますね。そういう意味から見たら、別におかしくはないと思います。確かに21年度はおかしくはなかったけど、20年度のやり方の方がより安くできるよねと。240万で次に入札できるかどうかは別として、同じ論理で言うと、20年度の方が結果的には百何十万安いということなので、これに戻しますというなら、それは一つの方法ですね。それに、今後の話は、継続するかどうかわからないし、パターンもわからないので、それはまだペンディングですよというのわかりますけどね。

事務局からは何かありますか。

○公共サービス改革推進室 特にございません。

○山西参事官 事務局の方としても、もう一度内容を見直した上で、もう一度お諮りさせていただきたいと思います。

○榎谷主査 そうですね。少しずれていると言うとおかしいけど、趣旨が違っているのかなという部分もありますので。市場化テストが成功だったかどうかと言われると、大成功でもないけど、大失敗ではない、普通でしたと。19年度から比べたら、翻訳者という観点から見たら、非常にレベルは高く、使いやすかったと、こういう話ですね。ただ、かなり高い質を求めるとなると、その部分についてはある程度のチェック

をしないと回っていかないですよと。それなら、ちょっとまずい翻訳でも始めから全部やっていった方がかえって効率的だというのがこの20年度ですね。

それもちよっと含めて総括をしていただけますでしょうか。

○渡邊副主査 要は、研究所として求めておられるのが、すごくラフな、ファースト・ドラフトというか、下訳のドラフトを求めておられるのか、それともモニタリングだけするけれども、基本的にはそのままアップできるものを求めておられるのか。最終的にはそこがあやふやと言う言葉は悪いのですが、去年やったときに、そのスタンスがはっきりしないまま、実際やってみると、下訳的にも使い、しかし、期待している、私たちモニターだけというようなどころもかいま見えたみたいなところで、ちょっとブレているように思います。別に批判しているわけではないのですが、試行錯誤でやっておられたのだと思うのですが、多分、そういうところが実態だったのかなというのを、今お話を伺うと感ずるので、そんな感じなんですか。

○谷本マネージャー ちょっとサーッとモニタリングしただけでもうおまかせできる業者さんが見つければ、それは我々としては理想なんです、それは今まで一度もないみたいな感じですね。

○河津ディレクター そういう人が出てくるといいなと思ってやってみたものの、最初にパッと上がってきたものにちょっと過剰反応してしまったのかもしれない。やっぱり無理なのかなと思込んでしまっ、ついつい手も出したりしたこともあるということかもしれません。

○谷本マネージャー そうですね。今携わってくださっている非常勤の方は、結構前から、ずっと長年やっているので、愛着とか、自分のこういうふうにやりたいという気持ちもあるのだと思います。だから、今その方が急に中国へ帰らなければいけなくなったとかそういうことになったら、また、全然違うフォーメーションを考えなければいけないなどは思っているのですけれども。

○榎谷主査 わかりました。それでは、時間がかなり過ぎてしまいましたので、「経済産業研究所ホームページ中国語サイトのコンテンツ翻訳・更新業務」について審議はこれまでとさせていただきますが、ただ、評価（案）につきまして、事務局の方で経済産業研究所とさらに協議を行っていただきまして、その結果を当委員会まで御報告いただけますようお願いしたいと思います。

これは監理委員会へまだ報告できないですね。

○公共サービス改革推進室 もう一度協議をしまして。

○榎谷主査 そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

どうも、本日はありがとうございました。

○河津ディレクター どうも本当にありがとうございました。

○谷本マネージャー ありがとうございます。

(経済産業研究所退室、法務省入室)

○榎谷主査 それでは、大変お待たせいたしました。続きまして、「登記簿等の公開に関する事務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日、法務省民事局 小川総務課長に御出席いただいておりますので、事業の評価等を踏まえた実施要項（案）の内容等につきまして、15分程度で御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○小川課長 法務省民事局総務課長の小川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまお話がございました「平成22年度 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の民間競争入札実施要項（案）」につきまして、私の方から概略を申し上げました後、担当の方から説明するようになりたいと思います。

この民間競争入札は、平成18年9月5日に閣議決定されました「公共サービス改革基本方針」に基づき、平成19年度から毎年実施しております。今回の入札は4回目の入札ということになります。閣議決定では、平成22年度までに全国の乙号事務に専従している職員を有する登記所のすべてについて民間競争入札を実施することとされております。平成19年度、平成20年度に入札を行って、現在、民間委託をしております155庁の実施期間が本年度末に終了いたしますので、今回の入札では、19年度分と20年度分の155庁に加えて、新たに包括的民間委託を行います。今、未実施の残りすべての登記所を対象として入札を実施することとしております。これによりまして全国展開が完了することになります。

ところで、本年3月に貴委員会において行われました民間委託実施庁の実績評価におきましては、今後も引き続き民間競争入札により多様な民間事業者の参入を促進し、対象公共サービスの質の維持・向上及び経費の削減を図ることが期待されるが、その際、本事業における過誤処理の状況、実施要項に基づく改善指示の発出の状況、及びその後の改善の状況、業務開始当初の状況等を踏まえ、また、平成21年度入札事業の実施状況を検証しつつ、実施要項の検討等を行っていくことが必要であるとの御指摘をいただきました。

今回の実施要項（案）におきましては、この御指摘を踏まえまして見直しを行っております。

それでは、まず平成21年度入札に係る委託業務の業務開始当初の状況、過誤処理の状況、改善指示の発出状況につきまして簡単に御説明いたします。

平成22年度は、東京法務局墨田出張所等、全体として148庁において新たに委託を開始いたしました。お手元の資料B-3にこれらの待ち時間と過誤事案の状況を整理した資料を御用意しております。

この資料では、年度当初におきまして、ピーク時の平均待ち時間が30分を超えた庁を黄色で色塗りをしております。ご覧のとおり、最初の東京、横浜、4ページ目の奈良、名古屋、この4局の合計9登記所で待ち時間が30分を超えております。このうち東京、横浜、奈良の3局は、本年度に新規参入した同一の事業者ということになります。昨年度は、135庁で新たに委託を開始しましたが、東京、さいたま等9局の18登記所で、待ち時間が30分を超えておりましたので、昨年度に比べますと、待ち時間は短くなっているといえるかと思えます。

この要因ですが、1つには、委託開始前に実施しました事前研修、それから、ノウハウの引継ぎなどを行っておりますので、これらが有効に機能したことが挙げられようかと思えます。また、全体として見ますと、昨年度に比べますと、比較的事件数の少ない登記所が委託の対象であったことも原因の1つかと思われま。さらに、包括的民間委託が実施されて3年目ということになりますので、受託事業者側のノウハウの蓄積も一定の範囲で図られてきたことなども理由になろうかと考えております。

また、過誤事案の件数は、5月末までの2か月間で本年度が35件であったのに対しまして、昨年度は36件ということでしたので、これはほぼ同数ということが言えます。

なお、実施要項に基づく改善指示といたしましては、これは資料B-5のとおり、東京等合計12局におきまして延べ20回発出しております。同一の局において複数回発出しているケースもございます。

それでは、実施要項（案）の詳細につきまして、担当者から説明いたします。

○多田民事監査官 民事監査官の多田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、実施要項（案）につきまして、昨年度からの変更点を中心に御説明をさせていただきます。

まず、資料B-2をご覧ください。1ページの「2 委託業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき公共サービスの質」の「(1) 委託対象登記所」についてです。委託対象登記所は、15ページに付いてありますが、別紙1の「対象登記所等一覧」のとおりであり、今回は44の法務局、地方法務局で、本年度末に委託期間が終了する登記所と新たに委託を開始する登記所の約300を対象に実施することとしております。ただし、今後、登記所の統廃合により若干数は変動することがございます。なお、現在、一部の市役所等に、登記事項証明書等を発行するための端末装置を設置しておりますが、当該市役所等での証明書等の発行業務を今回の入札の委託対象に加えたいと考えております。該当する市役所等は、34ページ別紙1-2の「登記所外発行請求機設置場所一覧」のとおり22か所です。

次に本文に戻っていただきまして、2ページの「(4) 確保されるべき公共サービスの質」の「ア 利用者の満足度」についてです。ここでは、(ア)と(イ)の満足度の比率を80%から85%に引き上げています。利用者の満足度につきましては、本年3月に貴委員会において行われました実績評価の際にお示しをしておりますが、すべての対象登記所について要求水準としていた80%を大きく上回り、平均で98%程度の数値でありましたので、実施要項上の要求水準として、これを引き上げて85%にしたいと考えております。

次に「(6) 委託費の減額措置」についてです。実施要項10(1)イに基づく改善指示を受けた受託事業者が、当該指示において定めた期限までに当該指示に係る必要な措置を講じなかった場合には、当該期限とされた日の属する月分の委託費から10万円を減額する旨追加しております。改善指示の発出状況につきましては、先ほど総務課長から御説明したところですが、資料B-5として整理しましたとおり、昨年度の入札で落札した事業者のうち一部の事業者について、業務開始の時点においても提案書の配置人数が確保されず、待ち時間が長時間となるなどの混乱が生じたため、実施要項に基づく改善指示を発出いたしました。速やかな人員確保がされなかった等の事態も見られたことから、提案内容を確実に履行してもらい、サービスの維持・向上を図るため盛り込むこととしたいと考えております。

次に「3 実施期間」についてです。実施期間につきましては、昨年度の官民競争入札等監理委員会において御了承いただきました措置に関する計画において、「平成22年度に実施する入札に係る事業の実施期間を2年間とする」としておりましたので、計画どおり今回の入札の実施期間は、平成23年4月1日から2年間としたいと考えております。

次に「4 入札参加資格」についてです。(4)の表記を「予決令第71条に該当しないこと」と修正しております。実質的な変更はございません。従前は、条文の内容を書きくだしておりましたが、他の市場化テストの実施要項でも、条文を摘示するという記載のものもございますし、また、(1)とあるいは(3)との平仄を合わせるという趣旨でこのように修正しております。

また、なお書きで、今回の入札において入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を締結しなかった者、及び低入札価格調査に協力しなかった者については、将来2年間この入札への参加資格を付与しない旨を追加しております。これは、昨年度の入札において、低入札価格調査に応じなかった事案が7件発生しておりますので、これを受けまして、このようなことが繰り返されないように実施要項に盛り込むこととしたいと考えております。なお、財務局の入札におきましても、同様の取扱いをしている例がございます。

次に3ページの「5 入札に参加する者の募集」についてです。「(1) 入札に係るスケジュール」につきましては、昨年度と同様の時期あるいは間隔としております。

次に「(2) 入札実施手続」「ア 入札の単位」についてです。基本的には、昨年度と同様、各法務局、地方法務局ごとに全庁一括して入札することとしております。ただし、東京法務局と大阪法務局につきましては、全庁一括して入札しますと、事件数が1,000万件を超えることとなりますので、昨年度と同様、民間事業者の方の参入のしやすさを考慮しまして、東京法務局については3分割、大阪法務局については2分割としております。なお、昨年度入札に参加していただきました事業者の方にアンケート調査をしておりますが、その結果におきましても、大規模局においては、入札単位を分割してほしいという御意見が、回答がありました13事業者中12事業者から寄せられておりました。

次に4ページの「6 委託業務を実施する者を決定するための評価の基準」についてです。委託業務を実施する者を決定するための評価の基準につきましては、平成21年度入札の結果を見ますと、多様な民間事業者の参入が確保されたこと、それと、経費の大幅な削減が図られたことから、基本的な枠組みは維持したいと考えております。

変更点としましては、(1)のアの「(7)基本事項（登記に関する知識等）について」の記述中、同等の知識及び能力を有すると認められる者の括弧書きの中に「この判断においては、登記に関する知識及び能力のほか、本委託業務又は類似業務の経験をも勘案する。」との記述を加えました。これは、同等者と認める上での判断要素を明示するという趣旨でございます。(7)の末尾のおって書きは、(9)の末尾に記載しておりましたものを移動させたものです。これは、実務経験者等が配置されない登記所に窓口責任者を配置する旨の記載であります。実務経験者に関する記述をしている(7)に記述した方がわかりやすいという御意見もございましたので、ここに移動をしたものでございます。

次に、実務経験者等の最低必要人数についてです。実務経験者等の配置については、昨年度と同様、入札単位ごとに最低必要人数を配置することとしております。基本的な考え方は昨年までと同様、事件数に応じて人数を設定しております。具体的に申し上げますと、おおむね事件数100万件ごとに一人という基準にしております。なお、来年度は、平成20年度実施要項に盛り込んだ取扱いに基づきまして、窓口責任者として2年間業務を行った方について、実務経験者と同等の者と認めることとなりますので、昨年度に比べ、最低必要人数の確保は容易になるものと考えております。

次に6ページの「(イ) 管理体制（コンプライアンス等）について」のbになお書きとして「乙号事件数が100万件を超える登記所については、実務経験者等又は窓口責任者は、業務管理者を兼ねることができない。」旨記載しております。これは、これまでの実施状況を見ますと、大規模登記所におきましては、実務経験者又は窓口責任者は、来庁者から頻繁に窓口での説明を求められる実情にありますが、一方で、業務管理者が常に業務従事者を指揮・監督、換言しますと、差配しなければ円滑に業務が行えないという実情もございましたので、このような記述を加えております。現に、昨年度から委託を開始しました大規模庁でございます東京法務局の港出張所等につきまして、差配能力の優れた方を配置していただいた後、年度当初の混乱が解消されたということがございました。また、eとして、「国の会計課等の管理部門担当者との連絡・調整を行う体制」という項目を追加しております。これは、本年度の一部の受託事業者につきまして、会計手続やあるいは事前研修等の打合せを行おうとした際に、担当者の不在等を理由に迅速な対応がされず、委託

開始までの事前準備や委託開始後の対応に支障が生じたことがございましたので、実施要項上明らかにしようとするものです。

また、「(エ) 研修体制について」の柱書きで、研修計画の中にロールプレイング形式によるリハーサルを行うことを追加しました。これは、本年度の実績として、業務開始前のリハーサルが円滑な導入に非常に効果があったということがございますので、この度加えております。

次に、10ページの10の(3)の(ア)の「研修」についてです。なお書きで、事前研修の内容の目安を別紙14で示すこととしたほか、研修員名簿を事前に提出していただくこととしております。また、受託事業者は、業務開始前に行う事前研修の参加者との間でも、労働関係法令を遵守することを明示しました。平成21年度入札に係る一部の事業者について、研修計画策定に当たって法務局から助言を行ったにもかかわらず、研修計画の策定が遅れたり、十分な期間が確保されなかったりした結果、結局、十分な研修は行われず、待ち時間が長くなったり、あるいは過誤事案が多く発生するという状況が見られたことから、研修内容の目安を実施要項において示すことにより研修計画の策定を容易にし、十分な研修を行ってもらうことによりサービスの質が維持されるよう、最低限必要と思われる研修内容を具体的に示すものです。なお、受託実績のある大方の事業者につきましては、別紙14の内容以上の事前研修が行われ、年度当初においても、待ち時間が長くなるというような事態はほとんど見られませんでした。

なお、過誤事案につきましては、資料B-4として整理をしておりますが、誤った物件の証明書を作成して交付したり、交付すべき申請人を誤ったりという注意力不足やチェック体制の不備に起因するもののほか、登記申請中で、本来発行することができない証明書を誤った端末操作により強制的に出力したり、手数料の免除が認められていない法人からの申請について、手数料の免除があるものと誤解して、公用として証明書を交付してしまったり、誤った認証文を付して証明書を交付してしまった等、端末操作に関する知識や登記に関する知識が不足していたことに起因するものがございます。これらの過誤を防止するためには、まず、充実した事前研修を行うことが必要と考えます。また、業務管理者からの日々の繰り返しの注意喚起や過誤事案についてのその発生原因を分析した上での周知徹底、あるいは従事者自らによる職場討議等の方策が効果的であると考えられます。これらの過誤防止のため、更に充実した研修が行われるよう、今回、実施要項の見直しを行うこととしたいと考えておりますが、そのほか、これまでも行ってきた取組としまして、本省におきましては「過誤事例集」を作成して、各法務局に提供し、これらの資料を活用して、委託元責任者と業務管理者との随時の打合せが行われ、周知徹底が図られるよう、今後とも各局を指導してまいります。

研修員名簿の提出は、庁舎管理上必要があるということで求めることとしております。労働関係法令を遵守することは当然のことではありますが、念のため明示するものでございます。

次に11ページの10の(3)「イ 委託業務の開始、中止及び終了」についてです。(7)になお書きで、3月中旬ころまでに業務従事者名簿を提出することを加えました。これは、本年度当初において、一部の事業者が提案書に掲げた業務従事者数を確保しなかったという実態が見られ、年度当初の混乱が発生したことにかんがみ、法務局として、業務従事者の確保状況を確認することができるようにするために、3月中旬ころまでに名簿の提出を受けることを実施要項上明示するものです。

以上が、実施要項（案）の昨年からの主な変更点でございます。

最後に、「登記関連業務に係る措置に関する計画」の改定（案）について御説明します。資料B-8をご

らんください。1ページ目の「1. 平成19年度に実施する入札」の部分と「2. 平成20年度に実施する入札」の部分、及び2ページの「3. 平成21年度に実施する入札」の部分は、変更はありません。

「4. 平成22年度に実施する入札」とありますが、この部分は今回書き加えたものであり、本年度の実施要項（案）の内容に沿って記載いたしました。3ページの「5. 平成24年度に実施する入札」の部分は、平成22年度に実施する入札について、4.として切り出して記述したことに伴い、所要の修正をしたものです。いずれも昨年7月の官民競争入札等監理委員会において御承いただいた内容から実質的な変更はありません。

以上で、説明を終わります。

○榎谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問はございますか。

○渡邊副主査 1点だけいいでしょうか。

○榎谷主査 はい、どうぞ。

○渡邊副主査 あまり本質的な質問ではないのですが、実施要項（案）の3ページ目の先ほど御説明のあった、正当な理由なくして契約を締結しなかった者及び予決令第86条の規定によるいわゆる低入札価格調査に協力しなかった者について、当該事実のあった日から2年間になると思うのですが、その間入札参加資格を付与しないという点です。低入札価格調査に協力しないというのはまさに応札者としては問題ある行動ではないかなと思うのですが、これは2年で資格をまた付与するのは、逆に、2年で短過ぎないかという気もしないではないのですが、このあたりは何か基準みたいなものがあるのでしょうか。

○多田民事監査官 実は、同種の規定を設けている他省庁の例がございまして、そこでは1年間という例がございました。その余の例には接していないので、承知している範囲では1年ということですが、私どもの法務省の官房会計課とも相談をいたしまして、1年ではなく2年が適当ではないかということで、このように設定をさせていただきましたというのが事情でございます。

○榎谷主査 これは、2年だと、次は2年後ですね。それは次はできることになるのですかね。2年とやってしまうと。

○多田民事監査官 今回の入札は、先ほどの措置に関する計画で御説明しましたとおり、22年度入札がありますと、来年は入札がないということになります。再来年ということでございます。したがって、再来年の入札には参加していただかないということの効果があると。

○榎谷主査 2年後というのはそういう意味ですか。

○多田民事監査官 はい、そうでございます。

○榎谷主査 その後だと、それができるのは、実質的には何年後になるのですか。次は3年でしたか。

○多田民事監査官 その次の入札の実施期間を含めて、まだ決まっておらないということでございますので、また、措置に関する計画等で、最終的にすべて全国が包括委託になった二回目といいますか、それはまた相当期間長く設定すると。

○榎谷主査 2年になるか3年になるかわからないけれども、1年、2年ということはないですね。

○多田民事監査官 はい。

○榎谷主査 そうすると、実質的には4、5年間はできないということですね。

○多田民事監査官 はい。

○樫谷主査 何かございますか。

よろしいですか。

事務局から何かありますか。

ありがとうございました。

それでは、時間となりましたので、「登記簿等の公開に関する事務」についての審議はこれまでとさせていただきます。

本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議する方向で調整を進めたいと思いますので、法務省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討をいただくようお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましても、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

（法務省退室、日本年金機構入室）

○樫谷主査 大変お待たせいたしました。続きまして、「国民年金保険料収納事業」の実施要項（案）について審議を行います。

本日は、日本年金機構 石塚理事に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点などにつきまして、10分程度で御説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○石塚理事 前回ごらんいただいた実施要項（案）等の変更点、概略につきまして、町田部長の方から簡単に御説明申し上げます。

○町田部長 それでは、資料のC-2 委員限りの資料とさせていただきますが、これは実はパブコメにかけました概要でございます。パブコメにつきましては、6月7日～6月11日までの5日間でございますが、ホームページでパブコメを意見聴取させていただきました。その概要でございます。概要につきましては、後ほどごらんいただきたいと思いますけれども、1点だけ、実施要項に少しはめる部分がありまして。下から2枚目の上から2つ目「3（5）②事業実施体制」訪問員の事務所ごとの必須配置数の定義はどのようなになっているのか。フルタイム換算でやるということですので、これを実施要項に明記したいと考えております。それで、今回、実施要項の方にも明記させていただいたところでございます。

それでは、早速でございますが、資料C-3の実施要項（案）につきまして、概要を御説明いたします。前回と変更になった部分を中心に御説明したいと思います。

まず、2ページ目でございます。2ページ目の「2 本事業の基本的な考え方」（1）の上から3行目の括弧書きでございます。保険料滞納者の定義をさせていただきました。「日本年金機構から保険料滞納者として情報提供される者に限る。」ということで、以下、「保険料滞納者」という、ということで、ここで定義させていただきました。

それから、従前から「強制徴収手続を行う者等を除く」ということが書かれておったわけでございますが、

これにつきましては、対象業務に係る事項であるということで、「3」の「(1) 対象業務の内容」に赤字で※で書いております。「強制徴収対象者への納付督促は本事業の対象業務にならない。」ということをごらの方の方に明記をさせていただいたということでございます。

それから、全体的でございますけれども、前回の小委員会の中で、主語が明確ではないということがございましたので、それにつきましては、「民間事業者」または「日本年金機構」のどちらがやるのかというところをしっかりと明記させていただいたところでございます。これは全体的なところでございます。

それから、4ページの(オ)でございます。「定例打合せ会議の対応」でございますけれども、これは全体的に見直しをさせていただいております。中身的には、定例打合せ会議の具体的な内容を明記させていただいたところでございます。今までは、打合せ会をやるということしか書かれていなかったところを、中身はどういうことについてやるのかというところをしっかりと明記させていただいたところでございます。なお書きにつきましては、主語を入れたということで、変わっておりません。

それから、下の(4)でございます。(ア)の上から3行目。今まで「要求水準」という言葉でございましたが、「達成目標」ということで統一をさせていただきました。これは、これ以降はすべて同じでございます。

それから、大きな変更点でございますが、9ページの「(5) 事業実施体制」でございます。これの①でございます。この中身につきまして、実施体制を民間事業者と当機構の各責任者を明記したのと併せまして、各責任者が担う業務も明記させていただいたということでございます。

それから、②につきましては、主語を入れたということで、同じでございます。

その下のなお書きでございますけれども、なお書きにつきましては、個別訪問員の関係でございますけれども、個別訪問従事者の必須の配置数の根拠を明記させていただきました。国民年金推進員等をベースに算出しているということでございます。

それから、※のところ、先ほどパブコメでありましたように、必須の設置数につきましては、常勤職員に換算した員数であるということをごらの方をここで明記をさせていただいたところでございます。要はフルタイムで換算したということでございます。

その次のページ、10ページ目でございます。10ページ目の「(エ) その他各種情報等」ということで、これは新たに事項を起こしたところでございます。前回は(7)のところ情報等も入り込んでいたものがありますものですから、情報につきましては(6)の中ですべて整理するというごらの方、(6)の中に(エ)として新たに追加をしました。中身につきましては、情報提供を切り出したということでございまして、納付書の発送、スケジュールの関係でありますとか、催告状の発送スケジュール等につきまして、これを情報提供するというごらの方を明記をさせていただきました。

そして、前回のときに納付相談会ということも併せて入れていたわけでございますけれども、納付相談会につきましては、これは必須項目にしますと、基本的に民間事業者サイドから納付相談会をということになるわけでございますけれども、会場の設営なり、基本的に市区町村の場所を借りて納付相談会等をやっていくことになるものですから、これを必須にしますとできない部分ができてくるということがございますものですから、加算としまして、基準表の中で位置づけをさせていただいたところでございます。ですから、本文の中からは削らせていただきました。

それから、11ページの「4 受託者選定に関する事項」の中の(1)(ウ)でございます。予決令の関係がちょっと述べてあったのですが、これは削り漏れでございまして、国の機関ではございませんので、予決令は関係ないということで削らせていただきました。

それから、13ページの「④ 企画提案書の内容」でございますけれども、(iii)で「保険料滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務」と書いておりましたが、ここにつきましては、基準表の中と事項を合わせるということで、直し忘れがございましたものですから、内容を基準表と合わせました。(iii)(iv)(v)がそれでございます。

それから、18ページの一番上のところです。ここで、括弧でなお書きを付けさせていただいておりますが、このなお書きにつきましては、事業開始に当たりまして、機構サイドから提供する情報をどのようなものを提供できるかというところを、ここも明記をさせていただいたところでございます。

以上が、実施要項の本文の関係でございます。

併せまして、基準表でございますが、52ページからでございます。52ページの基準表の中の業務事項の中で右側にあります評価の観点のところの朱書きであります「0～50 文書発送による督促云々」、それから、「電話による督促」、それから、「戸別訪問による督促」ということで書いておるわけでございますが、この中身につきまして、評価のための視点を詳細に明記させていただきました。

それから、併せて、この評価の得点の配分につきまして、従前は、電話納付督促につきまして40点、文書についても40点までということで上限を決めていたわけでございますけれども、電話納付督促よりも文書の方が郵送料等もかかるということもありまして、配分を、電話納付督促を30点にして、文書を50点を上限にさせていただきました。

それから、その次の同じく業務の事項の中の免除勧奨の文書発送と免除勧奨の電話納付督促、これも同様に今まで上限が30点にしていたわけでございますけれども、文書によるものを40点にして、電話を20点にしたところでございます。

それから、併せて、下から2つ目の離島、山間地等の遠隔地、その下に「保険料滞納者向け納付相談会を開催する」というところが、先ほど本文の中からこちらの基準表の中に、基準表の中でも基本項目に入れていたわけでございますけれども、加算として位置づけたいということで、こちらの方に事項を移したものでございます。

以上が、実施要項関係の主な改正点でございます。よろしく審議のほどをお願いいたします。

○榎谷主査 ありがとうございます。

それでは、何か御意見・御質問はございますか。

○渡邊副主査 技術的なところでマイナーなのですが、2点確認させていただきたいのです。9ページの「事業実施体制」の②で「なお、上記必須配置数は、」というところで始まる文章で、「配置数を基に算出したものであり、」その後「業務の適切な実施に必要な十分な人員の配置に最大限取り組むことが求められる。」と書いてあるのですけれども、例えばこれはストレートにここで書くべきなのか。あるいはさっきの52ページ以下で書くべきなのかはちょっと自信はないのですが。「民間事業者は業務の適切な実施に必要な十分な人員の配置に最大限取り組む」とか、ストレートにこれはやってほしいというような表現にすると、何か支障はありますでしょうか。

○町田部長 ございませぬ。

○渡邊副主査 では、「しっかりやってほしい」というメッセージを伝えていただくといいのかなという点があります。

○町田部長 承知いたしました。

○渡邊副主査 それから、もう一点が、これもまた、あまり大きな話ではないのですけれども、17ページで「秘密の保持」のところですけども、今までもっと大きなお話ばかりしてきて、あまり細かいところなので思いが至ってなかったのですが、これは年金の関係ということで、個人情報とか、あるいは戸別訪問の記録というか、家庭の事情とかそういうものが民間事業者のところに相当残るのではないかと思います。例えば物品などについては今回書き加えていただいて、返還するという規定があるのですけれども、これはどうなんでしょうか。

民間事業者の側からすると、何も残らないと、自分たちが後で「ちゃんとやりました」ということを証明できないのではないかと不安が残る半面、ある程度の情報というか、本当にセンシティブな家庭の状況とか、この人はこういう状況でというようなものを返してもらわないといけないのか。私自身も今何か結論があって申し上げているわけではなくて、どの程度センシティブな情報なのかにもよるとは思うのですが、場合によったら、こちらが渡した媒体は返してもらおうとか、「削除しました」という証明書にサインをしろとか、その終了時の手当てを考えられる必要はないかどうか、もしお考えがあれば教えていただきたいなと思います。以上です。

○榎谷主査 いかがでしょうか。

○町田部長 今、副主査がおっしゃったように、今は、各種未納に係る情報につきましては、磁気媒体で民間事業者の方にお渡ししているところがございます。それを一旦返していただいて、その上に上書きという形でやっているのですが、最終的に残るものが確かにあるものですから、そこについてどのような書きぶりができるかどうか、ちょっとそこは検討をしてみたいと思います。

○渡邊副主査 多分、コピーをつくってしまえばそれまでというのはあるのかもしれないのですが、少なくとも「破棄しました」「返還しました」というものに押印してもらって、万が一出たときは「確認していただきましたよね」という抑止力というか、そういうことにもなるかと思うので、どのようなものが出るのかにもよるでしょうけど、そのあたりを御検討いただければと思います。

○榎谷主査 よろしくお願ひします。

○町田部長 承知いたしました。

○榎谷主査 ほかに何かございますか。

○稲生専門委員 私は、意見募集の結果についてちょっと質問というかございまして。この回答については、ホームページとかでアップされているのですか。

○町田部長 これからでございます。

○稲生専門委員 とりあえず、これはざっとしかまだ見られていないのですが、恐らく一番大事なと思うのが、最後の4ページ目の一番下の欄ですけども、総合評価基準表（iv）というところで、接触対象者、接触手段の範囲等々の考え方で、定義を明記する必要があるのかということに対して、まさにこれが裁量に委ねられるとなっていて、ちょっと不親切かなという感じも実はして、定義が難しいのはわか

るのですが。

ただ、これはなぜひっかかるかという、これはデータとして、多分お宅様の方で管理されていくわけですね。つまり、今の接触件数がどうだとか、接触率はどうかということで、それぞれのブロックごとであるとか、年金未納者のデータがダーツと積み重なっていくわけですね。高いとか低いとかということになるときに、それは全部創意工夫にまかせてしまってバラバラに管理されるのが果たして本当に大丈夫かなというのがあるんですね。接触者の範囲は、確かにこれは定義するのは難しいと思うんですけど。ただ、接触対象者というのはまさに督促の相手ですね。だから、本来、保険料を払うべき方というふうな定義でとりあえず原則は何かとするぐらいは答えてあげた方がいいのではないかなと。勿論、家の中にお坊っちゃん、お嬢ちゃんまでは困るわけでありまして、それは明らかに除いた方がいいと思うんですね。

ですから、これをデータとして恐らく管理する対象となると、接触対象者と接触件数というのでしょうか。常識で考えれば、接触件数はわかるような気がするのですが、一応原則的にはこう考えるぐらいのことはちょっと考えておいた方が、これは後々お宅様にとってむしろ容易に管理できることになると思いますので、それも創意工夫だとなると、多分データの意味もなくなってしまうと思うので、横比較ができなくなってしまうと思うので、ちょっとそれは工夫をされた方がいいのではないかなと思います。接触率、これは何回訪ねて、何回会えたかということですね。だから、これも別に定義困難ではないような気がいたしますので。それも、地域特性などを見るときに、多分、接触率が低い地域をどうするかというのは、後々にもかかわっていくような気がするんですね。ですから、接触手段の範囲以外は、恐らくある程度特定できると思いますので、これは、パブコメに対する回答としては書いてあげたような気がするのですか。これは逆に御検討いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○町田部長 パブコメの回答としまして、委員がおっしゃったように、もともと接触対象者という、本来接触できる方は当然ながら、未納の方御本人と、それから、配偶者の方、そして、御両親等のいわば「納付義務者」と言われている方々にお話ができた場合は「接触できる」ということになりますので、そこは定義としてはありますので、そのところは業者さんと話をする中で、今までも「接触率はこういう考えですよ」ということはお話を申し上げているものですから、また、接触率が要求水準になっていないものですから、ここであえてそこまで書く必要はないのかなと思っておりますが、パブコメの回答としましては「こういうことを接触率と言う」というところはしっかり回答の中に書き込みたいと思います。

○稲生専門委員 わかりました。それを御検討いただいて、後々の管理のことを常に念頭に置いて、そごはないようにした方がいいかなということでございますので、御検討いただければと思います。

それから、これは私はあまり専門ではないのですけれども、戻りますが、2ページ目の3(4)アの「本事業に関する達成水準」で、「責に帰さない経済環境の悪化」については、確かに、この場合は、具体的に勘案するのは困難ですけれども、再交渉の余地というかね。要するに、不可抗力によって、大恐慌が起きたときとか、その場合には何かちょっと勘案をしてあげてもいいのかなと考えてはおるのですが、この点は、こういう形で冷たく言い放してしまうのかなということなんです。普通であれば、予期できない、予測できないような経済環境の変化は普通は見直してあげるのではないかなと思うので。ここはどうなのでしょう。あくまでも水準を守ってもらって。確かに見識かもしれませんが、この点はいかがなのでしょう。

○石塚理事 受託事業者の責に帰さない経済環境の悪化等で、具体的にどういうものをというふうな定義が

大変難しいと思いますので、実施要項の中に書くのはなかなか難しいのかと思います。ただ、最低基準を下回ったときには契約解除するかどうかなど、運用の際にそういう面も考慮して、業者さんとの連携なり、指導の際にそういうことを配慮するというのではないかと考えております。

○渡邊副主査 今の点ですが、ここに書いてあるような「受託事業者の責に帰さない経済環境の悪化等」というのは、あまりにざっくりし過ぎて、これを認め始めると、多分もともとの達成水準とか達成目標とか、それがブレてしまう可能性が結構あると思います。そういう意味では「極めて重大な」とか、何か本当に普通であれば、大恐慌なのか、よくわかりませんが、本当に極端な場合に限って対応するというふうにしないと実務的には回らないかなというのがあって、具体的に勘案することが困難というのは、そういう意味だとすると理解可能です。

あとは、解除をするというところは、運用というよりは、多分そういう事態であれば、責に帰すべき事由ではないので解除できないので、あとはその中でどううまくやっていくかということが現実的な問題になると思います。そのあたりは要項で本当に極端な事例がどうかとか書くこと自体が、特定することが自体がすごく難しく、もし書くとすると、さっき申し上げたような、ちょっと「普通生じないような場合です」という何か限定を入れないと動かないかなという気はいたします。

○稲生専門委員 わかりました。ちょっと御検討をいただくというか、結果的には今のままでいいということであれば、勿論構わないのですけれども、一応質問が出ていることに対して、何となく回答の仕方が、何が何でも頑張れというふうな読まれ方がされないかということだけでございますので、もし、逆に言うと、皆さん専門の方から見て大丈夫だということであれば、勿論結構でございますので。

○町田部長 この「経済環境の悪化等」の「等」がどこまで入っているのかというそれもわからないのですけれども、例えば震災等があったり、今回の口蹄疫の話とか、そういうものがあるのですけれども、それによって未納者が増えるということがありますが、その場合は必ずその手当てをします。今回も口蹄疫の場合には特別に免除を受付ける形にしますので、そういう面では逆にあまり影響が出なくなるということがあるものですから、単に経済環境だけですと、このような答えになるのかなということで書かせていただいたところでございます。

○稲生専門委員 わかりました。ありがとうございました。

○榎谷主査 事務局から何かございますか。

よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。時間となりましたので、「国民年金保険料収納事業」に関する審議はこれまでとさせていただきます。

それでは、私から確認の意味を含めてコメントをしたいと思います。

まず、実施要項の抜本的な見直しについてであります。

平成19年度事業開始分、及び平成20年度事業開始分の実施が十分な成果を達成しなかったことから、公共サービス改革法第7条第6項に基づく内閣総理大臣の評価（案）は、戸別訪問の重視等の抜本的な見直しを、厚生労働大臣及び日本年金機構理事長に求める内容になっております。

今回の実施要項（案）は、内閣総理大臣による評価（案）を踏まえ、戸別訪問を担当する従事者の配置数の具体化、総合評価方式の見直し、機構と受託民間事業者の連携方法の具体化等が盛り込まれております。

2番目でございますが、事業実施体制の強化の必要性についてであります、国民年金保険料収納事業の実施要項の見直しが有効な事業実施となるためには、日本年金機構において本事業を担当する幹部及び職員に、民間事業者との円滑な連携が可能となるよう的確な人材登用と人材配置を日本年金機構に要請したいと思います。

人材配置におきましては、特に的確な落札者の決定と業務内容の明確な契約の締結が重要となりますため、民間事業者に対して、効果的かつ効率的な戸別訪問等の実現を適切に要請することが可能な人員配置を行うよう留意することが重要であります。

また、民間事業者を選定する評価委員会につきましては、民間事業者の事業遂行能力を詳細かつ具体的に見極める能力を有する委員を選定していただきまして、応募民間事業者の事業遂行能力についてプレゼンテーションと質疑応答を通じて詳細にただし、判断するプロセスを是非とも確保するよう配慮を求めることが重要であると考えております。落札事業者決定後、各地域の事業進捗を具体的に管理可能な体制を構築することを日本年金機構に要請いたします。

また、本件は事業開始までの日程が短期間のため、入札手続を迅速に進めるとともに、事業開始前から事業の立ち上がりの時期において、民間事業者が事業を円滑に行えるよう、確実かつ適切な連携を行うことを日本年金機構に要請したいと思います。

3番目でございますが、事業実施の成果の重視であります。

国民年金保険料収納事業の実施要項の見直しが、有効な事業実施と着実な成果をもたらすためには、平成22年度開始事業の事後評価の開始時期を早め、モニタリングを的確に行う必要があると考えております。また、平成21年度開始事業においても、内閣総理大臣による評価（案）において、実施体制の見直しが要請されていることを踏まえまして、事後評価の開始時期を早め、モニタリングを的確に行う必要があります。

以上を踏まえ、厚生労働省及び日本年金機構から、日程調整の上、本年夏以降のできるだけ早い時期に平成22年度開始事業の入札の結果の報告と、平成21年度開始事業における平成22年4月までの事業実施について、官民競争入札等入札監理小委員会に報告をしていただきますよう要請したいと思います。

なお、本事業実施の報告は、半年ごとに要請することも必要と考えておりますが、次回の事業実施の報告の際に、改めて検討をする予定であります。

以上であります。

日本年金機構としては、今申し上げたことにつきましては、受け入れていただくということによろしいでしょうか。

○石塚理事 体制の整備等々を含めまして、皆様の御意見を最大限踏まえて、きちんと対応をさせていただきますと思います。

○榎谷主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会の審議は概ね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○榎谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意

見交換をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、日本年金機構におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。是非よろしくお願いいたしますと思います。何とでも成功させなければいけないと思いますので。

○石塚理事 ありがとうございます。

○樫谷主査 いろいろ申し上げましたけれども、対応をしていただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日の入札監理小委員会は、これで終了したいと思います。

なお、次回の開催につきましては、事務局から追って連絡いたします。

本日は、どうもありがとうございました。